

第 2 2 期国際小委員会における検討の方針について（案）

1. 本小委員会で扱う審議事項について

第22期文化審議会著作権分科会における主な検討課題（令和4年6月27日文化審議会著作権分科会決定：資料2-2）を踏まえ、本小委員会では、以下の事項について審議を進める。

- (1) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について
- (2) 国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応について

(1) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について

世界知的所有権機関(WIPO)等で行われる著作権保護に向けた国際的な議論における我が国の対応の在り方について、国内の法制度やステークホルダーの実情、諸外国の動向等を踏まえ、審議を行う。特に放送機関の保護については、ワーキングチームを設置し、優先的に審議を行う。

(検討項目例)

- ・放送機関の保護
- ・デジタル環境における著作権 等

(2) 国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応について

令和3年7月に文部科学大臣より諮問された「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」を受け、昨年度の国際小委員会においては、「我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応」及び、「国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方」について審議を行い、それぞれ中間まとめを取りまとめた(別添資料)。

両中間まとめを踏まえ、今期の国際小委員会においては、主に次の項目について検討等を行い、審議を取りまとめる。なお、我が国のコンテンツの海外展開に関しては、中間まとめにおいて「正規版の流通と海賊版対策は両輪として取り組むことが重要」と言及されていることに留意し、国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応の中で併せて審議を行うこととする。

(主な検討項目)

- ・国境を越えた海賊行為に対する対応(被害状況、取組、課題、対策等)
- ・国境を越えた海賊行為に関する国際連携強化及び普及啓発の効果的な在り方
- ・実効性ある権利行使を実現するための取組の充実(相談窓口等)

2. スケジュールイメージ

国際小委員会	
8月23日 13:00-15:00	<p>◆<u>第1回小委員会</u></p> <p>○著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について</p>
11月21日 10:00-12:00	<p>◆<u>第2回小委員会</u></p> <p>○国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応について</p>
年内	<p>放送機関の保護について、放送条約ワーキングチームにおいて集中的に議論</p>
1月13日 10:00-12:00	<p>◆<u>第3回小委員会</u></p> <p>○著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について（ワーキングチームにおける検討状況を報告）</p> <p>○国境を越えた海賊版による著作権侵害に対する対応について</p> <p>○第22期の審議経過報告のとりまとめ（次期に継続して検討する課題の整理）</p>

令和3年度国際小委員会の審議の経過等について

令和4年3月18日
文化審議会著作権分科会
国際小委員会

1. はじめに

第21期文化審議会著作権分科会の決定を受け、以下の課題について審議等を行った。

- (1) 我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について
- (2) 国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について
- (3) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について

その審議の経過等は、2. の記載のとおりであり、今年度、結論が得られていない課題については、来年度以降も引き続き検討を行うこととする。

2. 課題の審議状況について

(1) 我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について

知的財産推進計画2021の中で、施策の方向性として「著作物の海外展開に向けた関係団体との連携等、更なる支援策についての検討」に言及され、短期、中期に取り組むことが求められている。このことを踏まえ、令和3年8月以降、幅広い関係者からの発表を行った上で優先して集中的に検討を行い、令和3年12月付で中間まとめ「我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について(別添資料1参照)」をとりまとめた。

(2) 国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について

海賊版対策に関しても、知的財産推進計画2021にその強化策の重要性が言及されている。このことを踏まえ、令和4年1月以降、委員や国内関係者からの発表を行い、審議を進め、令和4年3月付で中間まとめ「国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について(別添資料2参照)」をとりまとめたところである。

(3) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について

著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場であるWIPOの著作権等常設委員会(以下、「SCCR」という。)では、現在、①放送機関の保護のための条約(放送条約)、②権利の制限と例外及び③その他の議題として追及権、デジタル環境における著作権の

分析、舞台演出家の保護に関する議論が進められている。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により、令和3年のSCCRは、オンライン参加中心のハイブリッド形式の開催となり、実体的な議論というよりも、各国からのステートメントの発出や各国の経験の共有にとどまっている。本国際小委員会では、このような状況下でのWIPOにおけるSCCRやWIPO加盟国総会の動向等について報告が行われ、それに基づき議論が行われた。委員からは、WIPOが主催しているウェビナーは、各国制度や実務の情報収集に有用である旨言及があった。また、海賊版対策に関連して、WIPOの枠組みを更に活用できないかとの意見が出された。

3. 開催状況

第1回 令和3年8月18日（水）

- (1) 主査の選任等について【非公開】
- (2) 第21期国際小委員会における検討の方針について
- (3) 我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について

発表者

- ・ 塚本 進 委員
 - ・ 後藤 秀樹 委員
 - ・ 森下 美香 委員
- (4) その他

第2回 令和3年9月22日（水）

- (1) 我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について

発表者

- ・ 唐津 真美 委員
 - ・ 信谷 和重 氏（独立行政法人 日本貿易振興機構 副理事長）
 - ・ 分部 悠介 氏（IP FORWARD 株式会社 CEO）
- (2) その他

第3回 令和3年11月17日（水）

- (1) 我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について

発表者

- ・ 須子 真奈美 委員
 - ・ 仁平 淳宏 氏（一般社団法人 日本ネットクリエイター協会 専務理事）
 - ・ 千賀 篤史 氏（PwC コンサルティング合同会社 マネージャー）
- (2) その他

第4回 令和4年1月25日（火）

- (1) 国境を越えた海賊行為に対する対応への在り方について

発表者

- ・ 塩原 誠志氏（内閣府知的財産戦略推進事務局参事官）
 - ・ 渡邊 恵理子 委員
 - ・ 後藤 健郎 委員
 - ・ 伊東 敦 委員
- (2) その他

第5回 令和4年2月21日（月）

（1）国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について

発表者

- ・ 分部 悠介 氏（IP FORWARD 株式会社 CEO）
- ・ 中川 文憲 氏（一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会 事務局長）
- ・ 末永 昌樹 氏（一般社団法人 日本レコード協会著作権保護・促進センター センター長）

（2）著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について

（3）その他

4. 委員名簿

(令和3年8月18日現在)

いけが い	な おと	一橋大学大学院法学研究科准教授
生貝	直人	
いと う	あつし	一般社団法人 ABJ 広報部会長兼法務部会長、株式会社集英社編集総務部
伊東	敦	
い な ば	とも こ	弁護士
井奈波	朋子	
いまむら	てつや	明治大学情報コミュニケーション学部教授
今村	哲也	
おくむら	こうじ	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
奥邨	弘司	
からつ	まみ	弁護士
唐津	真美	
ごとう	たけろう	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構代表理事
後藤	健郎	
ごとう	ひでき	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントコーポレート SVP
後藤	秀樹	
すこ	まなみ	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
須子	真奈美	
◎	すずき	名古屋大学大学院法学研究科教授
鈴木	將文	
○	ちやえん	大阪大学大学院高等司法研究科教授
茶園	成樹	
つかさき	たかゆき	弁護士
墳崎	隆之	
つかもと	すすむ	株式会社メディアドゥ執行役員 CPSO
塚本	進	
もりした	みか	特定非営利活動法人映像産業振興機構 VIPO 統括部長
森下	美香	
わたなべ	えりこ	電気通信大学大学院情報理工学研究科准教授
渡邊	恵理子	

※◎は主査、○主査代理

(以上 15名)

中間まとめ
我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題
及びその対応について

令和3年12月
文化審議会著作権分科会

1. はじめに

第21期文化審議会著作権分科会における主な検討課題（令和3年7月19日文化審議会著作権分科会決定）を踏まえ、今期の国際小委員会では、以下の事項について審議を進めることとしている。

- (1) 我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について
- (2) 国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について
- (3) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について

また、知的財産推進計画2021（令和3年7月13日知的財産戦略本部）の中で、施策の方向性として「著作物の海外展開に向けた関係団体との連携等、更なる支援策についての検討」に言及され、短期、中期に取り組むことが求められていることを踏まえ、過去3回の国際小委員会では、「(1) 我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について」の審議を優先して進めてきた。

各回の本小委員会では、幅広く検討を進めるため、委員による発表の機会を設けるとともに、必要に応じて有識者からのヒアリングを行った。主に意見を聴取した観点は、次のとおり。

- ・日本のコンテンツ市場の海外展開に関する現状について
- ・コンテンツの海外展開の成功例、失敗例
- ・海外でのパートナー企業、他国の機関等の見つけ方について
- ・海外展開の戦略（どのようなコンテンツを海外展開しているか、流通媒体・流通経路）
- ・海外展開についての課題（法的課題、流通・契約面、ローカライズに関する課題、ビジネスとしての利益面、翻訳等の技術面等での課題）
- ・それぞれの事業を行う中で、「海外展開・市場開拓」「人材育成」が最も進んでいる業界、課題があると感じる業界
- ・海外展開を促進するために、今後必要と考える方策について（著作権の観点から）

2. 主な論点（現状と課題、考えられる方策等）

過去3回の国際小委員会において挙げられた主な課題と、それに対して考えられる方策等は次のとおりである。

（1）海外展開の戦略を立てる際の留意点

- これからの海外展開のキーワードは、グローバルとデジタル。国境を越えた施策を重要視し、専門性（マーケティング、著作権、ネットワーク、語学力等）を有する人材がチームとなり、デジタルを使ったマーケティングに基づいてビジネスを展開するのが重要である。
- 海外展開に当たっての作品の価値は、ライセンス元と先の需給バランスや構造によって変容するため、一般消費者（ファン）へ作品を届ける事を念頭においた戦略が重要。世界中に作品ファンを増やすことが、マンガ、アニメから派生するゲームやグッズ等の二次展開を可能にし、作品の魅力・価値を多面的に広げることにつながる。
- 様々な種類のコンテンツ（音楽・漫画・ゲームコンテンツ・小説等）を複合的に組み合わせた新たなコンテンツも生まれている。
- コンテンツを消費者に届けるのが産業の果たす役割であり、その際、どういった配信戦略を持つのか自覚的であるべき。今後、プラットフォームとの連携がますます重要になると考えられる一方、海外資本による配信手段の寡占化が進む中、取引条件の公平感、権利者が権利者としての権利を主張できる関係の確保に意識を持っておくべきである。
- 個人クリエイターは、いわゆるアマチュアクリエイターというこれまでの概念を大きく超え、収益化の手法の多様化や二次創作を活用した収益化により、目覚ましい活躍を遂げている。
- 海賊版対策については、正規版の流通と車の両輪である。正規版を早く出し日本のみならず海外のファンの視聴機会を創出することが海賊版対策にとって不可欠。そのためには、個別企業の利害の枠を超えたオールジャパンでの連携も必要。
- 音楽分野に関しては、既存の音楽著作権の国際的管理の仕組みを正確に理解するとともに、ライブコンサート、放送番組、音楽配信といった利用形態に応じて留意すべき点を踏まえることで、トラブルを防ぎ円滑な海外展開につながる。
- グローバル化とデジタル化が加速度的に進展するなか、集中管理団体の果たす役割は益々重要となっており、国際的管理の仕組みについても、時代の変化に応じた新たな対応を求められていることに留意が必要である。

(2) 海外展開に当たっての著作権上の課題と、その解決のために考えられる方策等

- 著作権の知識と経験が不可欠であり、海外展開の前段階として国内作品の権利処理をしておくべきである。
- 現地の文化、時代に合ったローカライズが必要である。
- 小さく創造し、幅広く展開することができるのが個人クリエイターの強みであり、新たなデジタル技術や仕組みを活用することで、可能性も拡大している。
- 海外進出の支援を行う専門人材（現地の事業関係者と交渉できる人材、エンタテインメント分野を専門とする弁護士等）が不足している。
- 海外展開に当たっては、現地の市場分析やマーケティングが不可欠である。そのためには、現地でのネットワークが必要であるところ、有益な現地人材・企業・法律事務所と日本企業を結ぶ取組や、マッチングセミナーといった具体的な取引に繋がる場の設定が重要となってくる。
- 個人クリエイターは、海外展開に当たって著作権に関する知識が不足していたために、適正な使用料を徴取できない場合や、コンテンツが侵害されていても対処法が取れないという例も発生している。
- 日本の活字物の海外展開に際し、海外の仲介事業者が日本語を解さないことが障壁となることが多い。

(これまでの御発表から考えられる方策等の例)

- プロジェクトの初期段階から法務人材が関与することが重要である。
- 海外展開を促進させるため、権利処理を簡便化する観点から、特に個人クリエイターについては、集中管理団体を活用することは有効である。クリエイター、権利者、利用者の集中管理団体に対する正しい理解を促すため、普及啓発することが求められる。
- コンテンツの売り切りという考えを止め、マーケティングの実情を理解し、現地でのマネタイズから最終的な波及効果まで体系立てて理解した上で進めるべきである。
- 海外進出の支援を行う専門人材を発掘・育成し、情報を一元化してネットワークを形成するとともに、特に経験の浅い専門人材を対象にした実務的トレーニングの機会を提供することが考えられる。
とりわけ中小のコンテンツ事業者が海外進出の支援を得やすくするための仕組みとして、相談窓口の構築も有効。
- 海外に拠点を置き、現地の法制度等の情報を有する JETRO の機能を中小のコンテンツ事業者が活用することを検討。

- 個人クリエイターが正しい知識が得られる機会を提供することが重要であり、まずは、著作権や海賊版対策等についての的確な情報発信を行うことが必要である。
- 通訳や専門文書の翻訳を含めた交渉のサポートが重要である。また、出版物等について下訳（事務局注：翻訳する際に原稿の草案としてつける大まかな訳）の支援があると、海外展開の第一歩を踏み出しやすくなる。

3. 今後に向けて

- 「（１）我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について」の施策の方向性については、本中間まとめ及び、海賊版対策にかかる第４回以降の国際小委員会での審議も踏まえ、具体化に向けて引き続き検討を進める。また、既存事業との連携を図りつつ、必要に応じて予算的な支援を検討する。

以 上

中間まとめ（案） 国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について

令和 4 年 3 月
文化審議会著作権分科会

1. はじめに

第 2 1 期文化審議会著作権分科会における主な検討課題（令和 3 年 7 月 1 9 日文化審議会著作権分科会決定）を踏まえ、今期の国際小委員会では、以下の事項について審議を進めた。

- （1）我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について
- （2）国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について
- （3）著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について

また、知的財産推進計画 2 0 2 1（令和 3 年 7 月 1 3 日知的財産戦略本部）の中で、施策の方向性として「著作物の海外展開に向けた関係団体との連携等、更なる支援策についての検討」に言及され、短期、中期に取り組むことが求められていることを踏まえ、「（1）我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について」の審議を優先して進め、令和 3 年 1 2 月文化審議会著作権分科会において中間まとめ¹として取りまとめたところである。

令和 4 年 1 月以降の国際小委員会では、「（2）国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について」に焦点を当て、委員による発表の機会を設けるとともに、政府及び関係団体等の有識者からヒアリングを行い、審議を進めた。発表等の主な観点は次のとおりである。

- ・海賊版の被害状況
- ・現在行われている海賊版対策の取組
- ・今後の取組（課題、実施したいが実施できていないこと、新たな展開等）

併せて、来年度の文化庁事業において設置予定の海賊版相談窓口（仮称）について、相談対象者、相談内容、求められる機能といった窓口の体制・業務内容や、設置に当たっての留意点等について議論を行った。

¹ 文化審議会著作権分科会中間まとめ「我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について」（令和 3 年 1 2 月）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/62/pdf/93637101_03.pdf

2. 主な論点（現状と課題、考えられる方策等）

国内外における著作権侵害を抑制し、クリエイターやコンテンツ産業従事者が適切な対価を得られるようにすることは、クリエイション・エコシステムの構築、さらに我が国の文化振興の観点からも重要である。このことについては、昨年12月、本分科会で取りまとめた中間まとめ「我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について」においても、正規版の流通と海賊版対策は両輪として取り組むことが重要であると指摘したところである。

また、同中間まとめでも言及しているとおり、コンテンツの配信に関して海外資本による手段の寡占化が進む中、今後、プラットフォームとの連携、権利者が権利者としての権利を主張できる関係の確保がますます重要になると考える。

（1）海賊版の被害状況

コロナ禍における巣ごもり需要の高まりと相まって、海賊版の被害状況は過去最悪の状況となっている。被害はオンライン、オフライン問わず確認されているほか、侵害されている我が国のコンテンツは、出版、音楽、ソフトウェアなどあらゆる分野に広がっている。また、通信速度の高速化や高機能端末の世界的な普及により、オンライン環境が進化すればするほど、海賊版の被害は拡大する傾向にある。国際小委員会において、各分野の委員・有識者から報告があったのは次のとおりである。

- オンライン上の侵害に関しては、令和3年7月現在、日本における海賊版サイトの総訪問数は月間約6億アクセスとなっており、大型漫画海賊版サイト「漫画村」による被害が最も大きかった平成30年3月当時の月間訪問数4億弱を大きく上回る水準を記録している²。
- オンラインで流通する我が国のコンテンツのうち、映画、出版、音楽、ゲームにかかるものの海賊版被害額は、令和元年の推計で年間3,300億円から4,300億円超に上る³とされている。
- このうち漫画に関する海賊版被害についてはその拡大が著しく、令和3年1月からの年間でただ読みされた金額は1兆円を超える⁴とされている。これは、漫画の紙・電子書籍を合わせた正規版の市場規模約6,126億円⁵を大きく上回っており、正規版の売上に甚大な影響を与えている。

² Similar Web データに基づく分析。映画、テレビ、アニメーション、マンガ等（音楽除く）を扱う著作権侵害サイトを対象とした調査。なお、海賊版サイトの状況を可視化することは問題解決のために重要であるが、令和4年2月に著作権分科会法制度小委員会にて報告された「改正著作権法の施行状況に関する調査研究」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93682101_01.pdf

において、海賊版サイトへのアクセス数について複数のアクセス解析ツールが提供する「推計値」を並列で分析しつつ、「詳細な推計手法はいずれも非公開であるため、今回の整理ではいずれもどの程度正確な実態を反映しているのか確定することは困難である」とされており、現状では、技術面による制約があることを認識するべきである。

³ 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）推計

⁴ 一般社団法人ABJ試算

⁵ 出版科学研究所調べ（令和2年度）

さらに、英語に翻訳された漫画の海賊版サイトも多く確認されている。このうち、アクセス数上位5サイトは、令和3年12月の段階で海外のユーザーを中心に月間約6億を超えるアクセスを集めているが、これは日本語の海賊版サイトのうちアクセス数上位の10サイトへの訪問数（約3.9億アクセス）を大きく上回っており⁶、海賊版の被害が海外においても拡大していることを示している。

- また、音楽分野に関しては、パッケージ販売から音楽配信へと供給手段が推移する中、無許諾音楽アプリによって違法に配信されるケースが増加しており、収益はアーティスト等に還元されず、正規配信市場の成長を阻害している⁷。
- 一方、ソフトウェアの侵害については、いわゆるレトロゲームを多数無断収録したゲーム機やビジネスソフト等の海賊版DVDが販売されている。レトロゲームについては、令和3年5月からの5か月間に削除対応を行ったものだけで推定被害額は13.7億円相当⁸とされる。

（2）現在の海賊版対策の取組

上述の被害状況を踏まえ、権利者、関係団体及び政府等では、それぞれの立場から、あらゆる手段を講じて海賊版対策の取組を進めているところである。

（権利者・出版権者の取組）

- 各権利者及び出版権者においては、コンテンツが違法に掲載されているサイトに対する削除要請、海外での情報開示請求等の訴訟提起、警察と連携した刑事事件化等、継続的に取組を進めている。

（関係団体の取組）

- こうした権利者及び出版権者による取組に加え、より効率的・効果的に海賊版対策を進めるため、各関係団体による取組も進められている。

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）では、プラットフォームに対する削除要請等、従来の海賊版対策の取組に加え、特に、国際執行の強化を目的にサイバーセキュリティの専門家と連携してサイト運営者やオンラインサービスの特定に注力している。また、侵害者が拠点を置く国において権利行使が不可能な場合は、直接交渉（ノック・アンド・トーク）を実施し、侵害行為の中止を図っている。さらに、悪質な海賊版サイトについては、指定して公表（ネーム・アンド・シェイム）する手段もある。加えて、広告関連団体やプラットフォームと連携し、広告出稿抑止や検索結果表示抑止等の対策を実施している。

⁶ 一般社団法人ABJ調べ

⁷ 一般社団法人日本レコード協会

⁸ 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会推定

- 一般社団法人 ABJ では、著名なキャラクターを起用した海賊版対策キャンペーンを実施するとともに、正規サービスであることを示す ABJ マークを策定している。また、海賊版サイトリストを作成し、これと青少年フィルタリングやセキュリティソフトを連携させることでユーザーからのアクセスを減らすための取組を進めている。
- 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) では、①実態調査や削除要請等の防犯的対応、②警察による捜査活動への支援・協力、③捜査機関向け講演等の啓発・教育的対応を進めている。
- 一般社団法人日本レコード協会 (RIAJ) では、「著作権保護・促進センター」を設置し、動画サイト、無許諾音楽アプリ、オークションサイト等について、違法探索や削除要請等を行っている。また、案件によっては、違法行為者に対する損害賠償請求や刑事告訴等の権利行使も実施している。

(政府・国際機関の取組)

- 政府は、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、令和元年 10 月「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を作成。また、令和 2 年に「リーチサイト対策」、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」を含む改正著作権法の成立・施行など、各取組の進捗を踏まえ、令和 3 年 4 月に「総合的な対策メニュー及び工程表」を更新し、政府一丸となって実効性のある取組を進めている。
- 文化庁においては、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」を踏まえ、国内外における著作権保護の実効性を高めるため、海外の著作権制度の整備支援、権利行使の強化、普及啓発等の取組を進めているところである。具体的には、WIPO に拠出する信託基金を活用したアジア・太平洋地域の途上国を対象としたセミナーや、侵害発生国の人材育成支援のためのトレーニングセミナーの開催、国内外において著作権啓発イベント等を実施している。
- 一方、国際的な枠組みによる海賊版対策としては、世界知的所有権機関 (WIPO) が情報共有プラットフォームを利用した取組「WIPO アラート」⁹を進めている。

(3) 海賊版対策の課題

政府及び関係団体によって海賊版対策の取組を進めた結果、海賊版サイトの摘発に至った事案が出てくるなどの成果は見られるものの、現在の被害状況を踏まえると、更なる取組の強化が必要である。現在、各関係団体等が海賊版対策の取組を進める中での主な課題等を次のとおり整理する。

⁹ 海賊版サイトへの広告出稿問題に国際的な枠組みで対処することを目的としている。侵害サイトのリスト (要警戒リスト) を WIPO へ共有し、WIPO から各国の広告主や広告事業者に周知する仕組み。

- 日本のコンテンツは海外でも人気があるが、日本の著作権者は、例えば米国の権利者と比較して権利行使をしない傾向にあり、結果的に海賊版の被害を拡大させている。一方で、著作権者からは、海賊版対策に関する費用が多額に上る点が課題であるとの指摘がある。民事訴訟を経て費用を回収できるケースは一部に過ぎず、権利行使することで費用倒れになる場合が多く、その懸念から権利行使を止まらせている。
- 通信技術等が発達しており、海賊版問題には国境がなくなっている。また、国外で製造・発行された侵害品が国内に流入している。海賊版対策は、諸外国と協働して講じるべきである。
また現在、海賊版サイトの運営主体はほとんどが海外に拠点を持つ海外の個人または組織であると考えられている。そのため、情報開示や現地捜査機関との連携等の面で障害があり、問題解決を困難にしている。
- デジタル化、ネットワーク化の進展と高機能端末の普及の影響で、著作権侵害といった犯罪がより身近になっている。学校教育を含め、特に若年層に対する著作権保護に対する普及啓発が重要である。
- 個人クリエイターについては、著作権に関する知識が不足していたために、コンテンツが侵害されても対処法が取れないという例も発生している。
- 国内外の海賊版ユーザーの意識変容、海外の漫画ファンを正規版へ誘導するための正規版の充実が今後の課題である。

(4) 課題解決のために考えられる方策等

著作物の権利侵害に対しては、権利者が権利行使を行うことが基本的な対応ではあるものの、現在の被害状況を踏まえると座視できる状況ではない。政府は関係団体等と連携して、より一層、海賊版対策の取組を強化するべきである。前述の課題等を踏まえ、文化庁が今後取るべきと考えられる方策は次のとおりである。

- 権利行使強化のための支援策
 - ・海賊版相談窓口（仮称）の新設と強化
 - ・費用面を含め、権利者が的確に権利行使を行うための支援の実施
- 国際連携強化のための施策
 - ・政府間協議の更なる取組と、これまで実施してきたトレーニングセミナー等の見直し
 - ・WIPO との連携強化
- 海賊版対策に関する普及啓発

特に、今後文化庁において海賊版相談窓口（仮称）を設置するに当たっては、次のような点に留意することが必要である。

- ・受け付ける相談内容や相談対象者等を明確にする。
- ・既存の知的財産権に関する相談窓口との連携を図るべきである。
- ・相談に対応する際には、国際的なネットワークへのアクセスや集団的な権利行使のきっかけを提供する他、国の行政機関ならではの施策を含む、違法利用対策にかかる助言を期待する。
- ・海外の専門家や行政機関とのやりとりをはじめ、海賊版案件が国際的な展開を見せる場合にあっても的確なアドバイスが可能な弁護士の確保が課題である。

3. 今後に向けて

- 上記の方策等を具体化するため、令和4年度に海賊版相談窓口（仮称）を開設して権利者による権利行使を促すとともに、より実効性ある権利行使を実現するための取組の充実を図っていくべきである。
- 同時に、国際連携の強化や海賊版対策に関する普及啓発についても、既存事業の必要な見直しを進め、より効果的な在り方を模索するべきである。
- 海賊版対策については、対策の取組状況や被害状況を踏まえつつ、国際小委員会において、引き続き議論を行っていく必要がある。

以 上